# 令和5年度 伊豆の国市都市公園内 自動販売機設置事業者募集要項

【入札参加の申込手続の期限】 令和5年2月17日(金)まで

【入札執行期日】 令和5年3月3日(金) 午後1時30分から

伊豆の国市

## 令和5年度 伊豆の国市都市公園内 自動販売機設置事業者募集要項

伊豆の国市では、伊豆の国市内の都市公園内に飲料用等の自動販売機(以下「自動販売機」という。)を設置する事業者を募集します。設置を希望される事業者は、この要項の内容について了承のうえ、応募してください。

#### 1 募集物件等の概要(詳細については、別添の物件個別明細書を参照してください。)

物件番号	都市公園名	所在地	占用面積 (上限)	区分	備考
5公01	守山西公園(トイレ横)	伊豆の国市中條 469-5	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	飲料用自動販売機
5公02	城池親水公園(トイレ横)	伊豆の国市韮山 韮山 13-1	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	飲料用自動販売機
5公03	蛭ケ島公園(多目的トイレ横 西側)	伊豆の国市四日 町 17-1	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	飲料用自動販売機
5 公 04	蛭ケ島公園(多目的トイレ横 東側)	伊豆の国市四日 町 17-1	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	飲料用自動販売機
5公05	市民の森浮橋(駐車場トイレ横)	伊豆の国市浮橋 1603-4	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	飲料用自動販売機
5公06	広瀬公園(広瀬公園プール 前)	伊豆の国市田京 7-11	幅 1300 mm× 奥行 900 mm	土地	飲料用自動販売機
5公07	狩野川リバーサイドパーク (管理棟南側)	伊豆の国市天野 444	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	アイス用自動販売機
5公08	狩野川リバーサイドパーク (管理棟東側左1)	伊豆の国市天野 444	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	飲料用自動販売機
5公09	狩野川リバーサイドパーク (管理棟東側左2)	伊豆の国市天野 444	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	飲料用自動販売機
5公10	狩野川リバーサイドパーク (管理棟東側右2)	伊豆の国市天野 444	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	飲料用自動販売機
5公11	狩野川リバーサイドパーク (管理棟東側右1)	伊豆の国市天野 444	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	飲料用自動販売機
5 公 12	狩野川リバーサイドパーク (管理棟北側)	伊豆の国市天野 444	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	飲料用自動販売機
5 公 13	狩野川リバーサイドパーク (弓道場横)	伊豆の国市天野 444	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	飲料用自動販売機
5 公 14	さつきケ丘公園(野球場駐車 場)	伊豆の国市浮橋 1597-3 他	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	飲料用自動販売機
5公15	さつきケ丘公園(管理棟前駐車場)	伊豆の国市浮橋 1597-3 他	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	飲料用自動販売機
5公16	さつきケ丘公園(陸上競技場 器具庫前)	伊豆の国市浮橋 1597-3 他	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	飲料用自動販売機
5公17	韮山運動公園(野球場横多目 的トイレ横)	伊豆の国市韮山 多田 860 他	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	飲料用自動販売機
5 公 18	韮山運動公園(管理プレハブ 横)	伊豆の国市韮山 多田 860 他	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	飲料用自動販売機
5 公 19	韮山運動公園(遊具広場内)	伊豆の国市韮山 多田 860 他	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	飲料用自動販売機
5 公 20	江間公園 (トイレ裏)	伊豆の国市南江 間 828-4	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	飲料用自動販売機

(注) いずれの設置場所も屋外の設置となります。

#### 2 設置事業者の決定の手続

設置事業者は、物件ごとに以下の手続により決定します。

- ① 今回の競争入札により年間使用料の額として提示された額について、市が定めた最低 使用料予定価格の額(入札執行前は公表しません。)以上であって、最高の提案額を入札 した者を設置予定事業者(以下「落札者」という。)とします。
- ② 落札者からの都市公園法 (昭和31年法律第79号) 第5条第1項の許可を受けるための申請書の提出に応じて、市長が同項の許可をすることで設置事業者として決定します。

#### 3 入札参加者の資格

この募集に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えているものとします。

- ① 本市の職員でないこと。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項 に該当する者でないこと。
- ③ この募集の開始の日から起算して2年以内に令第167条の4第2項各号に該当したことがない者であること。
- ④ 静岡県内において、法人にあっては本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては事業を営んでいること。
- ⑤ 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する1年以上の経験を有していること。
- ⑥ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を有していること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条及び 第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- ⑧ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 4 許可の条件等

(1) 許可の内容

この許可は、都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置の許可です。設置については、同法のほか伊豆の国市都市公園条例(平成17年伊豆の国市条例第100号)、伊豆の国市都市公園条例施行規則(平成17年伊豆の国市規則第83号)その他関係法令の適用があります。

(2) 許可の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 設置台数

物件番号ごとに自動販売機1台の設置とします。

#### (4) 使用料

落札者が入札書に記載した提案額をもって年間使用料の額とします。

#### (5) 必要経費等

自動販売機の設置、維持管理(光熱水費を含む。)、撤去に要する費用については、すべて設置事業者の負担とします。

なお、電気の使用については、市が設置した電源を使用できますが、市長が別に定めた 電気使用料(電気使用料は、次の表に掲げる自動販売機の定格消費電力に区分に従い定め られた電気使用料の額(年額)を予定しています。)を納めていただきます。

電気使用料予定額(定格電力100V)

定格消費電力の区分(注)	電気使用料の額 (年額)
~ 200W以下	19,000 円
200W超~ 300W以下	28,000 円
300W超~ 400W以下	40,000 円
400W超~ 500W以下	53,000 円
500W超~ 600W以下	66,000 円
600W超~ 700W以下	78,000 円
700W超~ 800W以下	91,000円
800W超~ 900W以下	105,000 円
900W超~1000W以下	120,000 円
1000W超~1100W以下	135,000 円
1100W超~1200W以下	150,000 円
1200W超~1300W以下	164,000 円
1300W超~1400W以下	179,000 円
1400W超~1500W以下	194,000 円

- (注) 定格消費電力の区分欄は、次の算式により得た数とします。 定格消費電力+電熱装置の定格消費電力×0.5
- 【例】 定格消費電力 405W 電熱装置の定格消費電力 418Wの場合 405W+ (418W×0.5) =614W 電気使用料の額は、年額 78,000 円となります。

#### (6) 使用上の制限等

次の事項を遵守してください。

- ① 許可物件を自動販売機の設置以外の目的に使用しないこと。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡、転貸又は担保に供してはならないこと。
- ③ 物件番号「5公07」以外の物件に設置する自動販売機の販売品目は清涼飲料水等の飲物とし、物件番号「5公07」に設置する自動販売機の販売品目はアイスクリーム(氷菓子を含む。)類とすること。ただし、酒類又はその類似品の販売は行ってはならないものとする。
- ④ 販売品目の形態は、缶、ペットボトル、紙パックなど密閉容器に入った商品の販売と

すること。

- ⑤ 販売価格は、メーカー希望小売価格以下とすること。
- ⑥ 自動販売機に併設して、自動販売機1台につき1以上の割合で容器回収ボックスを設置し、設置事業者の責任により適切に回収、処分すること。また、容器回収ボックスから使用済みの容器が溢れたりすることがないように回収の頻度等について十分考慮のうえ、適切な維持管理を行うこと。
- ⑦ 設置事業者は、設置した自動販売機を適時巡回し、状況を把握のうえ、容器の回収、 周辺の清掃等を行うこと。
- ⑧ 設置する自動販売機については、省エネルギー、ノンフロン対策など環境に配慮した ものとするよう努めること。
- ⑨ 設置する自動販売機については、ユニバーサルデザインに配慮したものの設置に努めること。
- ⑩ 販売品の搬入、容器の回収等を行う時間、経路等については、自動販売機を設置した 都市公園の管理者の指示に従って行うこと。
- Ⅲ 自動販売機の設置に当たっては、転倒防止、盗難防止などの対策を講ずること。
- ② 自動販売機の故障、問い合わせ、苦情等に関しては設置事業者の責任において対処すること。なお、自動販売機の故障時等の連絡先を設置した自動販売機に明記すること。
- ③ 自動販売機の売上本数等の実績を次のア又はイに掲げる期間ごとに、当該ア又はイに 掲げる期日までに市に報告すること。

ア 4月から9月まで 10月31日まで

イ 10月から翌年3月まで 4月30日まで

(7) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了し、又は許可が取り消された場合には、速やかに原状に 回復してください。なお、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、 有益費その他一切の費用について、設置事業者は補償等を伊豆の国市に請求することはで きません。

#### 5 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和5年1月23日(月)から令和5年2月17日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 配布場所(方法)
  - ① 伊豆の国市都市整備部都市計画課で直接交付する方法 伊豆の国市都市整備部都市計画課に来庁のうえ請求してください。
  - ② 電子メールによる配布する方法

下記電子メールアドレス宛てに「令和5年度伊豆の国市都市公園内自動販売機設置事業者募集要項希望」と記載して電子メールを送信してください。

電子メールアドレス tosikei@city.izunokuni.shizuoka.jp

③ 市役所ホームページからダウンロードする方法 当市ホームページよりダウンロードしてください。

#### 6 入札参加の申込み手続

入札の参加を希望する事業者は、次のとおり競争入札参加申込書を提出してください。

(1) 受付期間

令和5年1月23日(月)から令和5年2月17日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付場所

伊豆の国市都市整備部都市計画課

郵便番号 410-2292

住 所 伊豆の国市長岡 340 番地の1

- (3) 提出書類等
  - ① 提出部数 1部
  - ② 提出書類 競争入札参加申込書(様式第1号)
  - ③ 添付書類

ア 誓約書 (様式第2号)

イ 証明書類(発行の日から3月以内のもの)

≪法人の場合≫ 商業登記事項証明書

≪個人の場合≫ 住民票の写し

ウ 自動販売機の運営実績表 (様式第3号)

(4) 提出方法

持参又は郵送による提出も可とします。上記の受付期間内に必着とします。

(5) 入札参加確認通知書の送付

受付期間終了後、競争入札参加申込書および添付書類の内容確認を行います。入札参加 が認められた事業者には、入札参加確認通知書を令和5年2月24日(金)までに発送しま す。

#### 7 質問書及び回答

(1) 受付期間

令和5年1月23日(月)から令和5年2月17日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出方法

伊豆の国市都市整備部都市計画課にFAX又は電子メールにより提出してください。 FAX055-948-1468

電子メールアドレス tosikei@city.izunokuni.shizuoka.jp

(3) 質問者への回答

回答は、質問者に対して、FAX又は電子メール等で個別に回答します。

# 8 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和5年3月3日(金)13時30分から

物件番号	都市公園名	所在地	占用面積 (上限)	区分	入札予定時刻
5公01	守山西公園(トイレ横)	伊豆の国市中條 469-5	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	13 時 30 分
5 公 02	城池親水公園(トイレ横)	伊豆の国市韮山 韮山 13-1	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	13 時 30 分
5公03	蛭ケ島公園(多目的トイレ横 西側)	伊豆の国市四日 町 17-1	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	13 時 30 分
5公04	蛭ケ島公園(多目的トイレ横 東側)	伊豆の国市四日 町 17-1	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	13 時 30 分
5公05	市民の森浮橋(駐車場トイレ横)	伊豆の国市浮橋 1603-4	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	13 時 30 分
5公06	広瀬公園(広瀬公園プール 前)	伊豆の国市田京 7-11	幅 1300 mm× 奥行 900 mm	土地	13 時 30 分
5公07	狩野川リバーサイドパーク (管理棟南側)	伊豆の国市天野 444	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	13 時 30 分
5公08	狩野川リバーサイドパーク (管理棟東側左1)	伊豆の国市天野 444	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	13 時 30 分
5公09	狩野川リバーサイドパーク (管理棟東側左2)	伊豆の国市天野 444	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	13 時 30 分
5公10	狩野川リバーサイドパーク (管理棟東側右2)	伊豆の国市天野 444	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	13 時 30 分
5公11	狩野川リバーサイドパーク (管理棟東側右1)	伊豆の国市天野 444	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	13 時 30 分
5 公 12	狩野川リバーサイドパーク (管理棟北側)	伊豆の国市天野 444	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	13 時 30 分
5 公 13	狩野川リバーサイドパーク (弓道場横)	伊豆の国市天野 444	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	13 時 30 分
5公14	さつきケ丘公園(野球場駐車 場)	伊豆の国市浮橋 1597-3 他	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	13 時 30 分
5公15	さつきケ丘公園(管理棟前駐車場)	伊豆の国市浮橋 1597-3 他	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	13 時 30 分
5公16	さつきケ丘公園(陸上競技場 器具庫前)	伊豆の国市浮橋 1597-3 他	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	13 時 30 分
5公17	韮山運動公園(野球場横多目 的トイレ横)	伊豆の国市韮山 多田 860 他	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	13 時 30 分
5公18	韮山運動公園(管理プレハブ 横)	伊豆の国市韮山 多田 860 他	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	13 時 30 分
5公19	韮山運動公園(遊具広場内)	伊豆の国市韮山 多田 860 他	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	13 時 30 分
5公20	江間公園 (トイレ裏)	伊豆の国市南江 間 828-4	幅 1500 mm× 奥行 900 mm	土地	13 時 30 分

(2) 場 所 伊豆の国市役所 長岡庁舎

# 9 入札保証金

入札保証金は、免除します。

#### 10 入札金額

入札書に記載する金額は、年額とします。

#### 11 入札

- (1) 入札は、指定の入札書(様式第4号)を使用してください。また、物件ごとに入札書を 使用してください。
- (2) 提出した入札書は、理由のいかんにかかわらず、書換え、引換え又は撤回することはできません。
- (3) 入札金額は、アラビア数字(算用数字)を使用し、金額の頭に「¥」マークを付け、円 未満の端数は記入しないでください。
- (4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
  - ア 入札参加者の資格を有しない者がした入札
  - イ 所定の日時までに所定の場所に提出しない入札
  - ウ 入札に際して不正行為があった入札
  - エ 同一の物件の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
  - オ 入札書に記名及び押印のない入札
  - カ 入札書に記載された事項が確認できない入札
  - キ 入札書に記載された金額を訂正した入札
- (5) 入札は、1者(社)の場合でも実施します。

#### 12 入札書の提出方法

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵便入札により執行します。

(1) 郵便の場合

令和5年3月2日(木)午後4時までに、伊豆長岡郵便局へ到着 送付先 郵便番号 410-2299

住 所 伊豆の国市長岡 340 番地の 1 伊豆長岡郵便局留め

宛 先 伊豆の国市役所 都市整備部 都市計画課

#### 「一般書留」により「伊豆長岡郵便局留め」として二重封筒にて郵送すること。

(普通郵便、簡易書留等は無効)

(2) 持参の場合

令和5年3月2日(木)午後4時までに、伊豆の国市役所都市計画課窓口に持参上記(1)(2)以外の方法での提出は無効とします。

#### 13 開札及び落札者の決定

落札者は、最低使用料予定価格の額以上であって、最高の額を入札した者をもって決定します。落札者へは、電話により、落札者として決定した旨を連絡します。なお、落札者が2以上となった場合には、くじにより落札者を決定します。入札書に、くじ抽選用の任意の3桁の数字(くじ番号)をあらかじめ記入してください。別紙2「くじによる抽選方法につい

て」を参照ください。

#### 14 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由が あるときは、入札を中止し、又は入札の期日を延長することがあります。

#### 15 都市公園施設設置許可書の提出

- (1) 落札者は、伊豆の国市都市公園条例施行規則(平成17年伊豆の国市規則第83号)第12条第3号に規定する申請書を市長に提出し、都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置の許可を受けるものとします。
- (2) 許可の申請及び設置に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 許可の申請は、競争入札参加申込書の申込人が行ってください。

#### 16 使用料等の納付

使用料及び電気料は、各年度、伊豆の国市長が発行する納入通知書により、伊豆の国市長が指定する期日までに全額納入してください。また、一旦納入された使用料及び電気料は返還しません。

#### 17 その他

- (1) 現場説明会等は、実施しません。
- (2) この募集に関して必要な一切の費用は、参加者の負担となります。

#### 18 問い合わせ先

伊豆の国市都市整備部都市計画課

郵便番号 410-2292

住 所 伊豆の国市長岡 340 番地の1

電話番号 055-948-2909

FAX番号 055-948-1468

(注) 問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性、公平性を保つため一切お答えできません。

#### 様式第1号

#### 競争入札参加申込書

令和 年 月 日

伊豆の国市長 様

所在地 (住所)

商号又は名称

申込人 職·氏名

印

令和 年 月 日執行の下記物件の競争入札に参加を申し込みます。

記

物件番号	都市公園名	申込み
5公01	守山西公園(トイレ横)	
5公02	城池親水公園(トイレ横)	
5 公 03	蛭ケ島公園(多目的トイレ横西側)	
5公04	蛭ケ島公園(多目的トイレ横東側)	
5公05	市民の森浮橋(駐車場トイレ横)	
5公06	広瀬公園(広瀬公園プール前)	
5公07	狩野川リバーサイドパーク(管理棟南側)	
5公08	狩野川リバーサイドパーク(管理棟東側左1)	
5公09	狩野川リバーサイドパーク(管理棟東側左2)	
5公10	狩野川リバーサイドパーク(管理棟東側右2)	
5公11	狩野川リバーサイドパーク(管理棟東側右1)	
5 公 12	狩野川リバーサイドパーク(管理棟北側)	
5 公 13	狩野川リバーサイドパーク(弓道場横)	
5公14	さつきケ丘公園(野球場駐車場)	
5公15	さつきケ丘公園(管理棟前駐車場)	
5公16	さつきケ丘公園(陸上競技場器具庫前)	
5公17	韮山運動公園(野球場横多目的トイレ横)	
5公18	韮山運動公園(管理プレハブ横)	
5公19	韮山運動公園(遊具広場内)	
5公20	江間公園 (トイレ裏)	

(注) 入札に参加する物件の申込み欄に○を付けてください。複数の申込みも可能です。

#### 様式第2号

# 誓 約 書

私は、下記事項について誓約します。

記

- 1 伊豆の国市の職員ではありません。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項に該 当する者ではありません。
- 3 この募集の開始の日から起算して2年以内に令第167条の4第2項各号に該当したことが ありません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条及び第4 条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員ではありません。
- 5 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は 民事再生法(平成 11 年法律第 225)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされ ていません。
- 6 本募集に参加するにあたって、提出する申込書類の内容について事実と相違ありません。
- 7 都市公園法、伊豆の国市都市公園条例その他関係法令を遵守します。
- 8 談合等による本入札の公正を害するような行為は絶対にしません。

令和 年 月 日

伊豆の国市長 様

所在地 (住所)

商号又は名称

申込人 職 • 氏名

印

#### 様式第3号

#### 自動販売機の運営実績表

令和 年 月 日

伊豆の国市長 様

所在地 (住所)

商号又は名称

申込人 職・氏名

印

自動販売機の運営実績は次のとおりです。

No.	契約の相手方及び設置場所 の名称	設置場所の所在地	設置台数及び 品目	設置期間	備考
例	【例】●●市役所 △△センター	●●市	飲料2台 タバコ1台	H24. 4∼H27. 3	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

#### 【記載上の注意】

- 1 直近の官公庁の実績を優先して記載してください。
- 2 通算して実績の期間が1年以上となるよう作成してください。

# 入 札 書

伊豆の国市長 様

所在地 (住所)

商号又は名称

申込人 職・氏名

印

都市公園における自動販売機設置事業者の募集において、募集要項その他説明事項等すべて 承諾のうえ、次の金額をもって下記物件の年間使用料提案額として入札します。

	億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円
金額									

物件番号	
拟士八国名	
都市公園名	
くじ番号	

## 別紙 1 封筒記載例

入札書の提出方法は、二重封筒によるものとし、入札書を中封筒に入れ封印し、郵送用の外 封筒に同封してください。複数の物件に入札する場合、入札書は、入札する物件1件ごとに封 入封印してください。郵送は、1つの外封筒に同封して結構です。

#### 【中封筒】

表面

伊豆の国市長 様

入札番号 第〇〇号

事業名 令和5年度伊豆の国市都市公園内自動販売機設置事業

物件番号 5公○○都市公園名 ○○公園

入札書在中

裏面



#### 【外封筒】

〒410-2299

伊豆長岡郵便局留め

伊豆の国市役所 都市整備部 都市計画課 宛

#### 入札書在中

事業名 令和5年度 伊豆の国市都市公園内自動販売機設置事業

開札日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇〇〇

# 別紙2 くじによる抽選方法について

落札者が2以上の場合、次の方法により落札者を決定します。

- 1、入札書に、くじ抽選用の任意の3桁の数字(くじ番号)をあらかじめ記入し、入札書を郵送していただく。
  - \*くじ番号が、不明確又は未記入の場合は、「999」を割り当てます。
- 2、入札書の提出順(到着順)に、くじ対象者に対し、0、1、2、3・・・と順にくじ抽選 対象番号を割り当てます。
- 3、くじ番号の合計値をくじ対象者数で除したときの余りの値と、くじ抽選対象番号が合致したものを落札者として決定します。

#### (計算例)

AからFの6者のうち、4者が最高額であった場合

応札者	入札額	入札書到着順	くじ抽選対象番号	くじ番号
A	1,000,000	3	1	1 2 3
В	900,000	2		4 0 0
С	1,000,000	4	2	0 0 8
D	1,000,000	6	3	999
Е	850, 000	5		4 5 6
F	1,000,000	1	0	7 7 7

A、C、D、Fのくじ番号の合計÷4

 $(123+008+999+777) \div 4=476$  余り「3」

くじ抽選対象番号3のDが落札者となります。